

附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）
（実施日）

この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。

附則（23 J 企推特発第 354 号、355 号および第 356 号）
（実施日）

この規定は、平成 23 年 5 月 30 日から実施する。

附則（23 J 企推特発第 1050 号、1051 号および第 1052 号）
（実施日）

この規定は、平成 23 年 10 月 3 日から実施する。

附則（24 J 企推特発第 191 号、192 号および第 193 号）
（実施日）

この規定は、平成 24 年 5 月 9 日から実施する。

附則（24 J 企推特発第 2142 号、2143 号および第 2144 号）
（実施日）

この規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附則（25 J 企推特発第 284 号、285 号および第 286 号）
（実施日）

この規定は、平成 25 年 5 月 24 日から実施する。

附則（25 J 企推特発第 455 号、456 号および第 457 号）
（実施日）

この規定は、平成 25 年 6 月 20 日から実施する。

附則（26 J 企推特発第 1732 号、1733 号および第 1734 号）
（実施日）

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（26 J 企推特発第 2129 号、2130 号および第 2131 号）
（実施日）

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（27 J 企推特発第 782 号、783 号および第 784 号）
（実施日）

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附則（27 J 企推特発第 1185 号、1186 号および第 1187 号）
（実施日）

この規定は、平成 27 年 9 月 13 日から実施する。

附則（27 J 企推特発第 1362 号、1363 号および第 1364 号）
（実施日）

この規定は、平成 27 年 10 月 30 日から実施する。

附則（29 J 企推特発第 1502 号、1503 号および第 1504 号）
（実施日）

この規定は、平成 29 年 12 月 29 日から実施する。

附則（29 J 企推特発第 2166 号、2167 号および第 2168 号）
（実施日）

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則（30 J 企推特発第 1417 号、1418 号および第 1419 号）
（実施日）

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2019 J 実特発第 686 号、687 号）
（実施日）

この規定は、2019 年 10 月 1 日から実施する。

附則（2019 J 実特発第 919 号、920 号）
（実施日）

この規定は、2020 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2020 J 実特発第 526 号、527 号）
（実施日）

この規定は、2020 年 12 月 1 日から実施する。

附則（2020J 実特発第 928、929 号）
（実施日）

この規定は、2021 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2021J 革特発第 305 号）
（実施日）

この規定は、2021年10月1日から実施する。

附則（2021J 革特発第 1208 号）

（実施日）

この規定は、2022年4月1日から実施する。

附則（2022J 革特発第 237 号）

（実施日）

この規定は、2022年11月4日から実施する。

附則（2022J 革特発第 702 号）

（実施日）

この規定は、2022年11月14日から実施する。

附則（2022J 革特発第 2354 号）

（実施日）

この規定は、2023年4月1日から実施する。

附則（2023J 革特発第 392 号）

（実施日）

この規定は、2023年8月1日から実施する。